

ゼロカーボン北海道推進協議会「省エネルギー・新エネルギー促進部会」令和4年度開催概要

【検討テーマ】 省エネ・新エネを進める上で必要な人材の育成・確保について

【検討内容】

- ・省エネや新エネの導入を進めていくためには、エネルギーに関する基本的な知識を持ち、省エネや新エネ導入の必要性・重要性などについて理解し、地域や企業等の事情に応じた具体的な取組を進めることができる人材が必要と考えるが、具体的にどういった人材が必要となるか。
- ・現下、幅広い業種で人手不足や人材確保が課題となる中、上記のような人材を育成・確保するためには、外部サービスの活用も含めて、どのような手段・取組が有効、必要となるか。

【構成団体】 22者・団体 オブザーバー5団体（別紙のとおり）

第1回

- 1 日時・場所 9月7日（水）15：00～ かでの2. 7（オンライン併用）
- 2 出席者 経済団体、金融機関、エネルギー事業者、国出先機関、道など21団体
- 3 内容 省エネ・新エネ導入を進める上で必要となる人材やその育成・確保策

（1）（一社）省エネルギーセンターご講演「診断活動から知る省エネ活動」

【概要】

- ・省エネ診断の事例から見ると、エネルギーの管理体制やPDCAに課題がある事業者が多い。取組を進める上では、権限のある役職者が目的・方針を定めて進めて行くことが重要。
- ・エネルギー管理は、設備担当など一部の従業員だけではなく、広く事業所全体で取り組む必要がある。
- ・エネルギー管理に携わる従業員育成のため、省エネセンターでは、省エネ法に基づく「エネルギー管理講習」を始め、各種研修や検定などを実施。

（2）国の施策の動向、支援制度の紹介

- ・北海道経産局「新エネルギー人材育成研修会」の実施について
- ・北海道労働局「特定求職者雇用開発助成金 成長分野（グリーン・CN業務）人材確保・育成コース」について

（3）意見交換

省エネや新エネ導入を進めるために必要な人材と、その育成・確保に向けた課題や有効と考えられる取組などについて意見交換

【エネルギー需要側からの視点】

- ・中小企業においては、脱炭素の必要性や重要性の理解が広まっていないのが現状。様々な機会や媒体を通じた情報発信や、集約された情報の提供がまだまだ必要。
- ・企業が省エネや新エネ導入を進めるために人員を割く、体制を整備するといった判断をするためには、効果の見える化など動機付けが重要。
- ・道内の大方の企業では、現状の人員で対応しており、管理部門等が他の業務と兼務してエネルギー管理を行うことから負担増が避けられない。内部での体制構築などにあたっては、外部コンサルタントの活用や外部人材の受入などが有効。

【エネルギー供給側からの視点】

- ・電力の基礎を身につけた電気系の人材が必要。
- ・風力発電整備の保守点検に係る人員や、電力系統についての知識・経験を有する人材が不足している。
- ・案件の種まきから完工まで、事業全体を俯瞰できるマルチタスキングに長けた人材が望ましい。
- ・今後の人材確保は容易ではなく、全て自社で賄うことは非常に困難。他社とのアライアンスなどを含めた戦略が必要。
- ・再エネ設備のメンテナンスや部品製造などへ、他業種からの新規参入がしやすい仕組みづくりを期待。

第1回の開催結果： <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/129640.html>

第2回

- 1 日時・場所 1月25日(水) 13:30～ かでる2.7 (オンライン併用)
- 2 出席者 経済団体、金融機関、エネルギー事業者、国出先機関、道など19団体
- 3 内容 (1) 需要家のエネルギー管理に係るツールや外部サービスの活用について
(2) 新エネ導入拡大と関連事業への参入に向けた人材育成・確保について

(1) 需要家のエネルギー管理に係るツールや外部サービスの活用について

① ツールや外部サービスの紹介

- ・CO2チェックシート ((一社)北海道商工会議所連合会)
- ・GHG排出量算定・可視化クラウドサービス ((株)ゼロボード)
- ・エネルギーサービスについて (北海道電力(株))
- ・北海道ガスグループにおけるエネルギーサービス (北海道ガス(株))
- ・その他構成員から情報提供のあったツール等

② 関連する助成制度の紹介

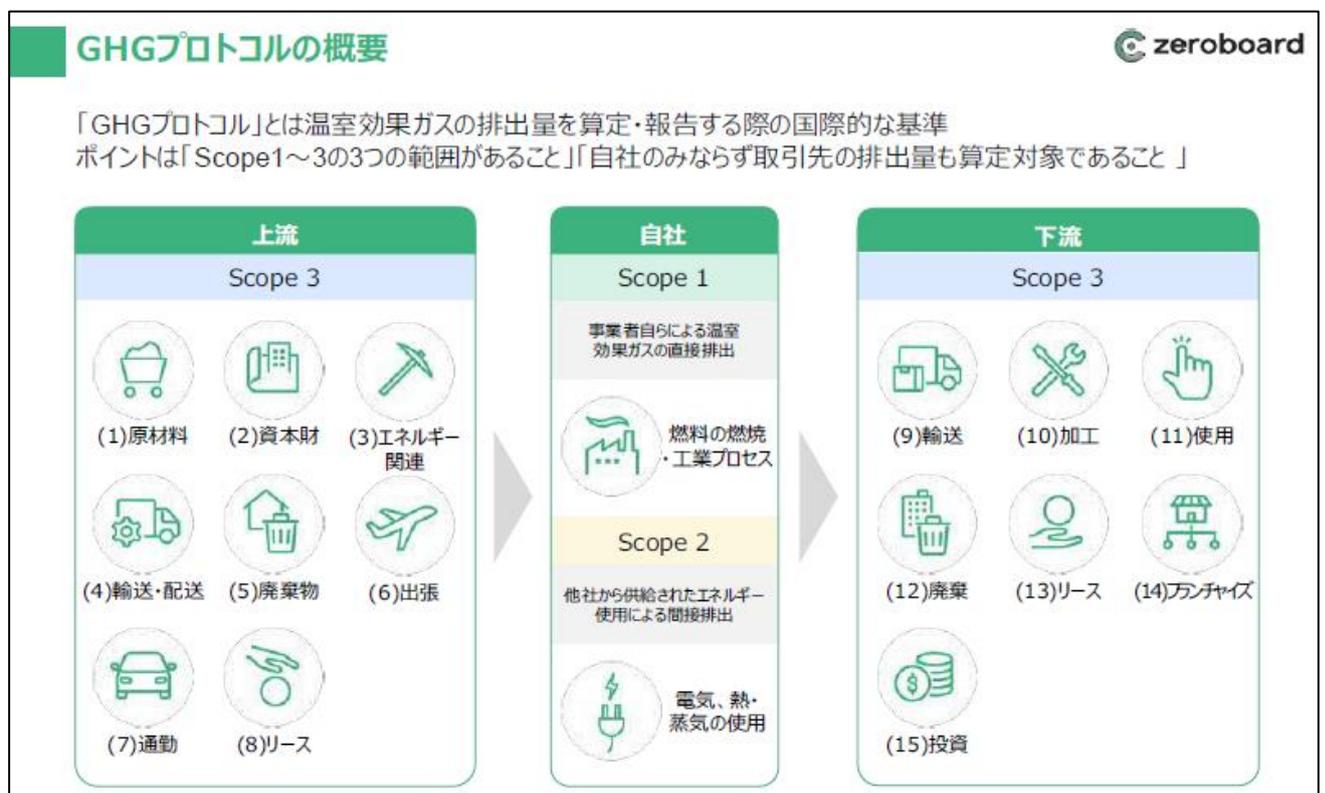
- ・北海道環境事務所「国および環境省の地域脱炭素施策」

③ 意見交換

ツールやサービス等の利用促進に向け必要なこと、また、各団体で取り組めることなどについて意見交換。

【主な意見】

- ・脱炭素、ゼロカーボンの取組について企業の意識が十分ではなく、まだまだ意識醸成のための啓蒙、啓発が必要。
- ・未だ多くの企業が脱炭素の取組はコストアップと考えており、モデルケースを作り、メディアに取り上げてもらうなど企業が取り組むためのインセンティブが必要。
- ・企業へは「省エネ」よりも、訴求力のある「新エネ導入」を訴えた方がよく、言葉選びも含め、響くような情報発信をした方がよい。
- ・可視化ツールの導入を検討するにあたって、工場、店舗、事務所等それぞれの設備に応じた活用事例や効果を示したのがあるといい。
- ・様々な可視化ツールがあるが、取得したデータから改善策などを読み取る知識や技術力が必要であり、外部サービスで補う必要がある。
- ・GHGプロトコルのスコープ3の削減のためには、まずスコープ1、2の正確な把握と削減が重要であり、そのことを理解してもらうため、集中的に周知することが必要。
- ・現在進められている脱炭素の取組は、サプライヤーを繋いで国内、最終的には世界中で削減することが求められており、自社だけでは成し得ないということを各企業が理解し協力しながら進めていく必要がある。



(株)ゼロボード説明資料より

(2) 新エネ導入拡大と関連事業への参入に向けた人材育成・確保について

① (一社) 日本風力発電協会 講演

「洋上風力発電にかかる人材の育成・確保への取り組み」

【概要】

- ・洋上風力産業の裾野は広く、様々な分野で人材が求められるが、一番必要とされるのは運用・メンテナンス。運転期間は長期にわたるため、地元企業の優位性が高い。
- ・組立・設置においても、一つのプロジェクトに要する期間が数年程度になることから、集中的に一定規模の人材が必要であり、地元企業の参画が必要。
- ・法務、財務、保険、ファイナンス、リスク評価など非技術系の人材も一定数必要。また、メンテナンス等に活用するデジタル技術や、ドローン、高性能カメラなどに関する人材も今後必要。
- ・人材確保のために、官学産が立場、役割に応じ連携して施策を進めることが重要。
 - 「官」では、規制緩和や制度の見直し、人材の移転・育成への支援などが必要。
 - 「学」では、教育カリキュラムの開発などに加え、小中学生向けにエネルギー問題に関心を持ってもらう取組が必要。
 - 「産」では、洋上風力の事業は複数の企業体で対応することが基本的なスキームであり、出資や共同事業、JV、共同研究など企業同士の連携を検討が必要

② 意見交換

【主な意見】

- ・今後、メンテナンスに係る人材が圧倒的に不足する。このため、資格取得の講座や、学生対象のインターンシップ、トレーニングセンターや専門学校を設置、また、その卒業生が地元企業に就職すると奨学金を免除するなどのインセンティブも含めていくような取組も必要。
- ・今後、洋上風力発電の作業従事者にはGWO認証が条件になってくるので、そのトレーニング機関の設置が重要。
- ・ロボット技術などの大学等研究機関と連携した技術開発を進めていくことも必要。

第2回の開催結果：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/141145.html>

ゼロカーボン北海道推進協議会「省エネルギー・新エネルギー促進部会」設置要綱

(設置及び目的)

第1条 ゼロカーボン北海道推進協議会（以下「協議会」という。）設置要綱第3条5の規定に基づき、省エネルギーの促進及び新エネルギーの開発・導入の推進に関する事項を検討することを目的に、「省エネルギー・新エネルギー促進部会」（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 省エネルギー・新エネルギーの取組に関する事項
- (2) 構成団体間の連携に関する事項
- (3) 各構成団体の取組についての情報交換等に関する事項
- (4) 北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画の取組状況等に関する事項
- (5) その他、省エネルギーの促進及び新エネルギーの開発・導入の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 部会の構成員は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 部会は、協議会構成員以外の者を構成員とすることができる。
- 3 部会長は、協議会設置要綱第3条の6に基づき指名された、北海道経済部環境・エネルギー局長をもって充てる。

(会議)

第4条 部会の会議は部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会は、必要に応じ議題等に関連する構成員をもって開催することができる。

(部会員以外の者の出席)

第5条 部会は、必要に応じて構成員以外の者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(部会の庶務)

第6条 部会の庶務は、北海道経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課が行う。

(その他)

第7条 本要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年8月30日から施行する。

構成団体(員)名
<経済団体> 北海道経済連合会 (一社)北海道商工会議所連合会 北海道商工会連合会
<事業者> ホクレン農業協同組合連合会 北海道森林組合連合会 北海道木材産業協同組合連合会 北海道漁業協同組合連合会 (一社)北海道建設業協会 (公社)北海道トラック協会 (一社)北海道バス協会
<市町村> 北海道市長会 北海道町村会
<道民> (一社)北海道消費者協会
<非営利組織> (特非)北海道グリーンファンド (特非) ゆうらん
<エネルギー関連事業者> 北海道電力(株) 北海道ガス(株) (株)ユーラスエナジーホールディングス
<金融機関> (株)北洋銀行 (株)北海道銀行
<学識経験者> 北海道大学大学院工学研究院 石井 一英 教授
<北海道> 北海道

○オブザーバー

北海道経済産業局 北海道運輸局 北海道開発局 北海道地方環境事務所 北海道農政事務所
--